

## 柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当

厚生労働省九州厚生局と長崎県は、令和7年12月10日付で、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止相当とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び長崎県が共同して監査を実施した結果、柔道整復師の資格を有していない鍼灸師の施術を施術録に記載し、療養費を不正に請求していたことが判明したことによるものです。（不正請求額 約104万円）

※ 「受領委任の取扱いの中止相当」とは、本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止となった場合と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、中止相当となった日から原則5年間は受領委任の取扱いを認めないこととするものです。

### 記

#### 1. 受領委任の取扱いを中止相当とする柔道整復師

氏 名 清川 慎介（きよかわ しんすけ）42歳  
施術所名称 花みずき鍼灸整骨院  
施術所所在地 長崎県長崎市平和町5番29号 花みずき第2ビル1階  
開設者 有限会社 Gracias 代表取締役 清川 伸子

#### 2. 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和7年12月10日

※令和7年7月23日に受領委任の取扱いを辞退していることから、受領委任の取扱いの中止相当とするものです。

〔当該柔道整復師及び当該開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いを認めない。〕

#### 3. 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠となる規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添1 「協定書」第2章15の（1）及び（2）

〔平成22年5月24日付保発0524第2号厚生労働省保険局長通知（最終改正：令和6年11月29日付保発1129第5号）〕

#### 4. 療養費の不正請求

監査において確認した不正請求に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下、

「支給申請書」という。) の件数及び金額

[令和6年10月～令和7年6月]

・不正請求 35名分 支給申請書 222件 合計1,046,668円

(注) 上記件数及び金額は、監査で把握したもののみを計上しており、最終的な不正の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では、確定していない。

## 5. 受領委任の取扱いを中止相当とした主な理由

不正請求

柔道整復師の資格を有していない鍼灸師の施術を施術録に記載し、療養費を不正に請求していた。

## 6. 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和7年7月22日、当事務所に対し、当該施術所について、令和6年10月頃から令和7年6月にかけて、柔道整復師の名義を用いて、鍼灸師の施術を療養費として保険請求していた旨の情報提供があった。
- (2) 同日、元施術管理者の清川慎介柔道整復師から当事務所に連絡があり、上記(1)の請求を認める旨の申述があった。
- (3) 上記(1)及び(2)から、当該施術所において不適切な療養費の請求が強く疑われたため、令和7年8月21日から同年10月10日まで計3回の監査を実施した。